

相生山緑地の道路建設に係る学術検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 相生山緑地を通過する道路（都市計画道路弥富相生山線）の整備に関し、都市交通及び自然環境について科学的な検証をおこなうため、「相生山緑地の道路建設に係る学術検証委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(所掌)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検証し、その結果を市長に報告する。

- (1) 道路建設が周辺自然環境に及ぼす影響
- (2) 周辺地域における通行の安全性の確保や渋滞解消などの道路の整備効果
- (3) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、都市交通や自然環境に関する専門的知識を有する委員（以下「委員」という。）15人以内で組織する。

- 2 委員のほかに、委員会で意見を述べることができるオブザーバー委員をおく。
- 3 特に必要がある場合には委員、オブザーバー委員のほか、委員会に臨時委員をおくことができる。

(委嘱)

第4条 委員会の委員、オブザーバー委員及び臨時委員は、市長がこれを委嘱する。

(委員長)

第5条 委員会には委員長をおく。

- 2 委員長は、委員の中から互選する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を行う。

(委員の任期)

第6条 委員及びオブザーバー委員の任期は、委嘱日から第2条に掲げる市長に報告をするまでとする。

- 2 前項の委員は再任されることができる。
- 3 臨時委員は、任務が終了したときに解嘱されるものとする。

(会の運営)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、オブザーバー委員及び臨時委員を除く委員の半数の出席をもって成立するものとする。

3 委員長は、委員会の議長となる。

4 委員長は、必要な場合には、委員の中から副委員長を指名し、委員長の職務を代行させることができる。

5 委員会が必要と認めるときは、委員、オブザーバー委員及び臨時委員以外の者に対して出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 委員会は、必要に応じ調査を行うことができる。

7 委員会は原則として、公開とする。ただし、委員会において公開が相当でないと認める場合は、この限りでない。

(調整会議)

第8条 委員会における円滑な議事の進行のために、必要な事項を検討するための調整会議を開くことができる。

2 調整会議は委員長が指名する者で構成する。

3 調整会議は委員長が召集する。

(事務局)

第9条 委員会の庶務は、緑政土木局において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月8日から施行する。